

社会福祉法人やまなみ会役員等の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまなみ会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員が職員である場合は支給しない。

3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第3条 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席したときの報酬は、1回3,000円とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員及び評議員の報酬は、年度末に一括支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で直接支給するものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。